

報江町水

発行 報江町役場
電話 (416) 3 1 1 1 (代)

昭和39年4月26日発行 第35号

水道特集号

水道の申込みを

始めました

四月二十日から

指定水道工事店で受付け

送水は五月中旬に

町営水道第一期工事の本管埋設は、ほとんど完了しましたので、さる四月二十日から給水工事の申込を指定水道工事店で受付けております。受付けから工事開始までの手続きは次のとおりです。

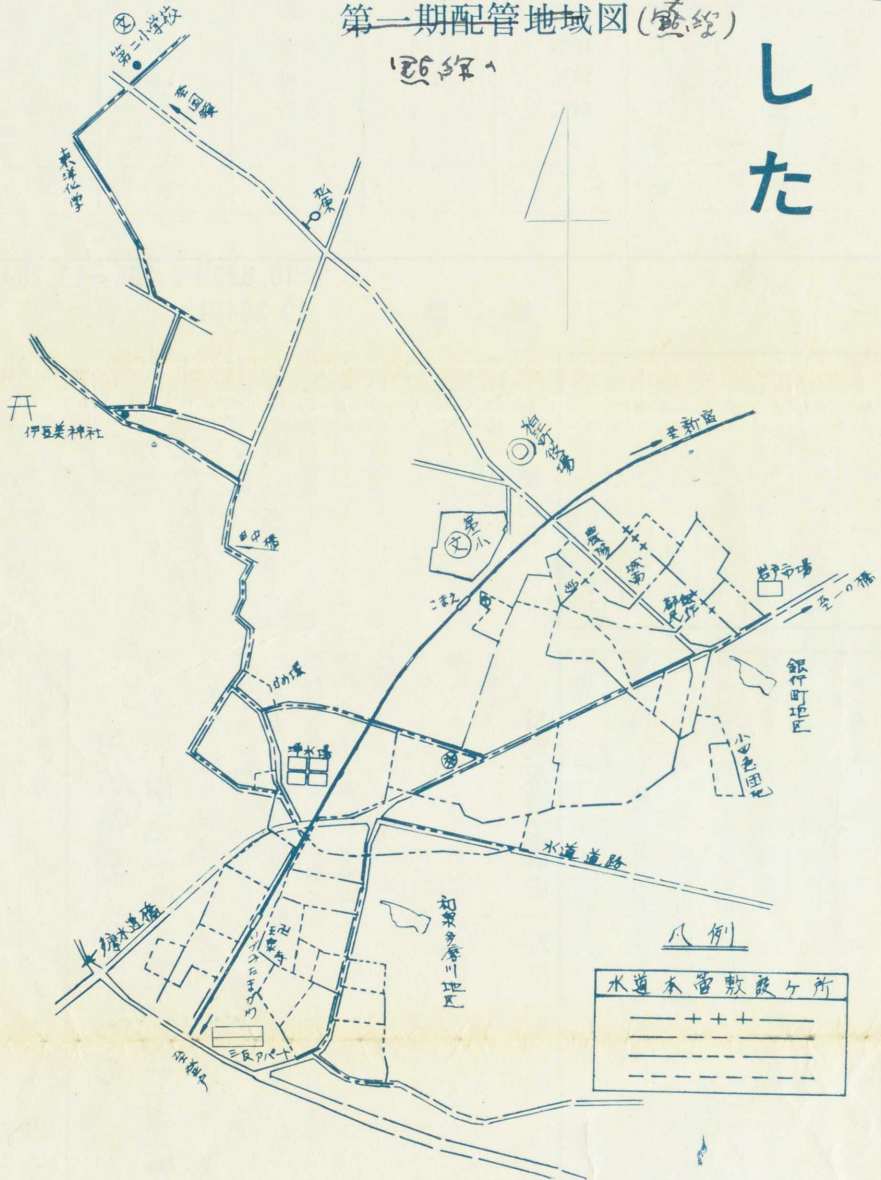
1 給水工事を申込むかたは町内の指定水道工事店に直接行かれ、水道工事店に備え付けてある申込用紙によつて申込みをします。この場合宅地、または家を借りているかたは、給水工事申込みについて家主または地主の承諾が必要です。

2 申込みを受付けた指定水道工事店は、設計図を作るため申込者の家に伺い、給水管の長さ、だいたいの使用水量、じやぐちの位置、その他について詳しく調査します。

3 指定水道工事店は、調査した資料に基づいて、工事設計書を作成し、その設計書を審査のため、申込書とともに町水道課に提出します。

4 町水道課は、指定水道工

報江町水道新設
第一期配管地域図(案)



5 申込書および工事設計書が承認されまると、指定水道工事店は、町が行なう公道部分の本管取り出し工事費の概算額および指定水道工事店が行なう内管工事費「公道の端から申込者のじやぐちまで」の合算額を、申込者から支払っていただき、公道部分の工事費は町に納入されます。

6 町は、公道部分の工事費概算額が納入になりますと、指定水道工事店に工事着手承認を行ない、これで工事が始まることとなります。

7 指定水道工事店が、給水工事を終ると、町に対し工事しゅん工検査願を提出し町の検査を受けます。

8 町は、工事が設計書のとおりに行なわれているか否かを検査するもので、もし検査に合格しないときは、合格するまで工事のやり直しを命じます。

9 町の工事検査に合格すると、ここで初めて給水が行なわれることになるわけですが、いまのところ五月中旬ごろでないとい、送水はできませんが、それまでに給水に先だつて工事だけ行なうこととなります。

10 給水工事の申込みを行なうかたは、この点をご承知お願います。

報江町水道新設第一期配管地域

図のとおり、和泉、猪方、町から小田急立体交差の下まで、は、舗装されたため、東京の規則により舗装後三年間は、道路の掘り返しができませんので、この路線の沿道の給水希望者は、あらかじめ分水栓を数ヶ所取り付けてありますから、申込みを希望されるかたは前もつて水道課に連絡してください。

また、都道十五号線(銀行

(二頁へ続く)

(役場納入分 (公道部分の工事費))

役場納入	合計	10,889円
------	----	---------

19,284円

總 額



(4) 一時用とは、一時的に水道を使用するものをいいます。

量水器は、給水使用量を計量するため設置しますが、量水器は町がお貸ししますからたいせつに保管してください。

メーター使用料

指定水道工事店一覧表（届出順）

店 鋪 名	代表者氏名	住 所	電 話
荒井設備工業株式會社	荒井 康芳	和泉(四六)八六四	
絹 山 工 業 所	藤 吾	和泉(四六)三九三	
有限會社	次郎	和泉(四六)五一九	
栗山ポンプ工業所	德三	和泉(四六)二一五	
池田配管工務店	富次郎	小兒(四六)四七	
有限會社	栗山 種作	和泉(四六)八八〇	
岩田屋設備工業所	幸雄	岩戸(四六)九二四	
		岩戸(四六)七九一	
		岩戸(四六)〇五〇	
		岩戸(四六)〇三六	

◎町営水道引込み工事の

申込みは指定水道工事店へ

種別	用途	料金	
		基本料金（一ヶ月につき）	超過料金（一立方メートルにつき）
専用栓	家事用	一〇立方メートルまで	二五〇円
		一般営業用一〇立方メートルまで	二五〇円
		トルムまで	四五〇円
		浴場営業用三〇〇立方メートルまで	四五〇円
			四五〇円
共用栓	家事用	一〇立方メートルまで	二二〇円
		一〇立方メートルまで	二五〇円
		二〇立方メートルまで	二五〇円
		三〇〇円	二五〇円

水道料金表

二、共用栓
共用とは、二戸または二戸以上で共用するものをいいます。

共用栓は、水栓、メータがそれぞれ一個で、二戸以上が共用するものをいいます。